

《平成20年度個別労働紛争解決制度の運用状況》

1 総合労働相談件数	: 8,461件 (8,316件)
2 民事上の個別労働紛争相談件数	: 1,625件 (2,088件)
3 助言・指導申出受付件数	: 111件 (71件)
4 あっせん申請受理件数	: 59件 (84件)

注) () の件数は、平成19年度の件数。

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」は、平成13年10月1日施行。

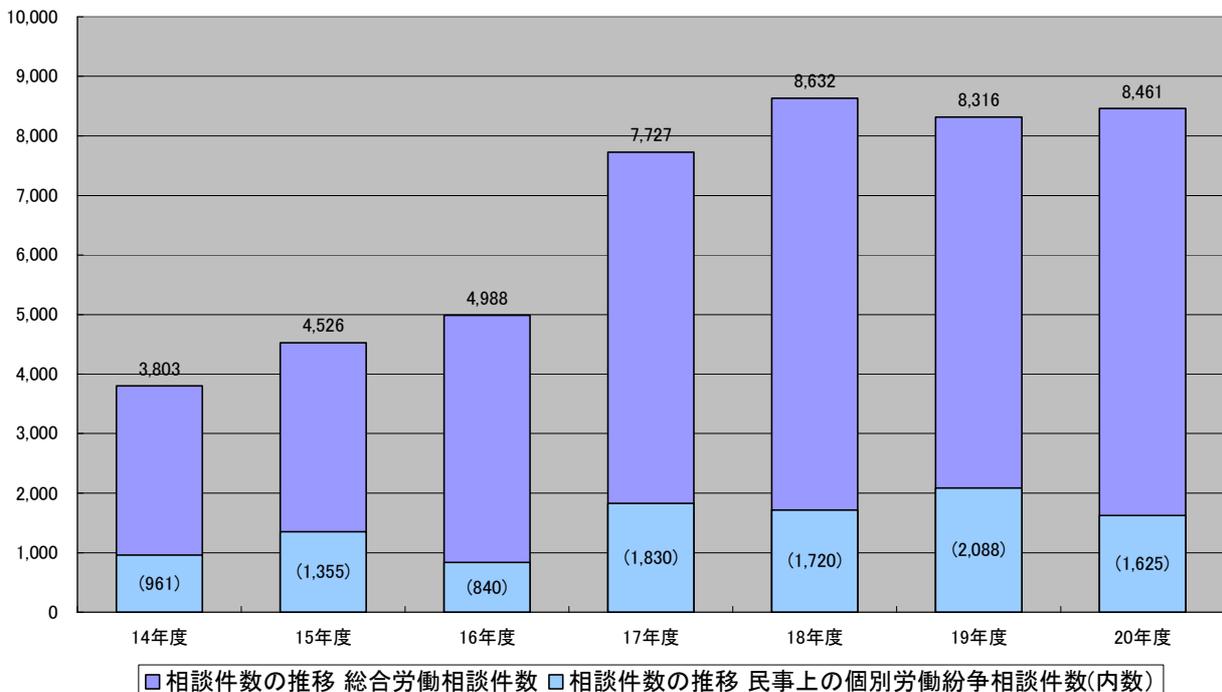
1 総合労働相談受付状況

和歌山労働局、労働基準監督署内において、労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを開設しているところであるが、平成20年度1年間に寄せられた相談は8,461件であった。

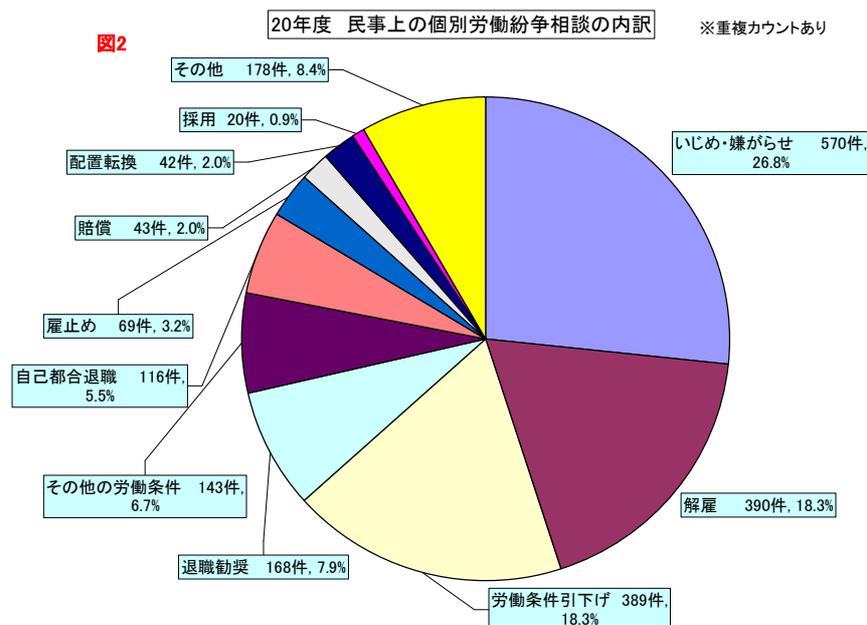
これらの相談の中で、労働関係法上の違反を伴わない、解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが1,625件となっている。

図1

総合労働相談件数の推移



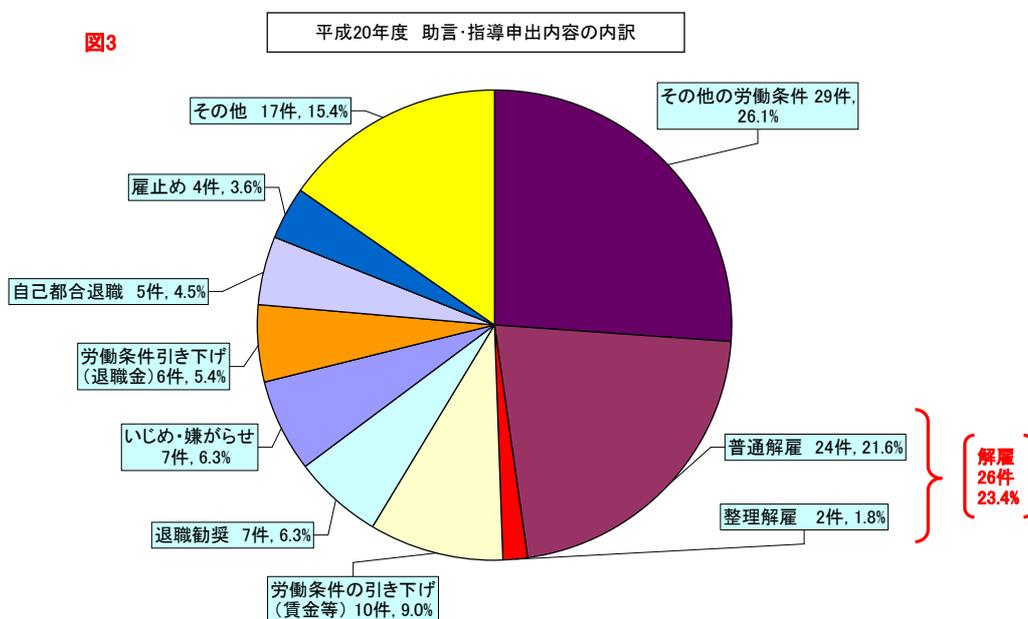
また、民事上の個別労働紛争に係る相談内容は、依然として厳しい雇用情勢を反映して、いじめ・嫌がらせに関する内容が26.8%と最も多く、次いで、解雇に関する内容が18.3%、労働条件引下げに関する内容が18.3%、退職勧奨に関する内容が7.9%、その他の労働条件に関する内容が6.7%、自己都合退職に関する内容が5.5%、と続いている。



2 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの状況

平成20年度の個別労働紛争解決制度に係る助言・指導申出受付件数は111件、あっせん申請受理件数は59件であった。

助言・指導申出の内容については、その他の労働条件に関する内容が26.1%、解雇(普通・整理解雇)に関する内容が23.4%、労働条件の引下げ(賃金・退職金等)に関する内容が14.4%、退職勧奨及び、いじめ・嫌がらせに関する内容が、それぞれ6.3%、自己都合退職が4.5%となっている。



あっせん申請の内容については、解雇（普通・整理解雇）に関する内容が39.0%、退職勧奨に関する内容が16.9%、その他の労働条件、いじめ・嫌がらせ、労働条件の引き下げに関する内容がそれぞれ10.2%と続いている。

図4 平成20年度 あっせん申請内容の内訳

